

【フランス】違法に占有された文化財の返還に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2026 年 5 月、公物の譲渡不可性の原則への抵触を避け、違法に占有され、国内に持ち込まれた文化財を外国に返還するための手続の枠組みを定める法律第 2026-351 号が制定された。

1 制定の背景と経緯

マクロン (Emmanuel Macron) 大統領は、2017 年 11 月にフランスの美術館等が所蔵するアフリカの文化財を返還する意向を示し¹、返還作業を行ってきた。しかし、フランスには、公物の譲渡不可性 (inaliénabilité du domaine public) の原則があるため (文化遺産法典²L.第 451-5 条)、公物に属する文化財を返還、すなわちその所有権を移転するためには、当該文化財を公物から除外しなければならず、都度、特別法を定める必要があった³。これについて、返還要求国に対して透明性や明快さを保証し得ないこと、科学的な議論ではなく議会での討論が返還要求の審査の条件となっていること等が問題点として指摘されていた⁴。そこで、明確で客観的な一定の基準及び透明で明快な手続を定めること、歴史学及び科学の専門家が中心となり返還要求を審査すること等が提案され、ナチス・ドイツ時代にユダヤ人迫害の一環で略奪された美術品の返還に関する「1933 年から 1945 年までの間に行われた反ユダヤ主義的迫害の文脈における略奪の対象となった文化財の返還に関する 2023 年 7 月 22 日の法律第 2023-650 号」⁵及び略奪等により国内に持ち込まれた遺骨の返還に関する「公共コレクションに属する人間の遺骨の返還に関する 2023 年 12 月 26 日の法律第 2023-1251 号」⁶が制定された。2026 年 5 月、これらの法律と連続し、この枠組み制定作業を完結させる法律として、「違法な占有の対象となった文化財の返還に関する 2026 年 5 月 9 日の法律第 2026-351 号」⁷ (以下「2026 年法」) が制定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ “Discours d’Emmanuel Macron à l’université de Ouagadougou,” 2017.11.28. Elysée website <<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2017/11/28/discours-demmanuel-macron-a-luniversite-de-ouagadougou>>

² Code du patrimoine. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074236> 同法典 L.第 451-5 条は、公立博物館・美術館においてコレクションとして保管されている財は、譲渡不可能であることを定める。

³ 特別法を制定して外国に文化財を返還した例として、ベナンへの「ベハンジン・コレクション (Trésor de Béhanzin)」(ケ・ブランリー・ジャック・シラク美術館 (Musée du Quai Branly-Jacques Chirac) 所蔵) の返還及びセネガルへのエル・アジ・オマル・タル (El Hadj Omar Tall) のものとされるサヤ付サーベル (軍事博物館 (Musée de l’armée) 所蔵) の返還が挙げられる。奈良詩織「【フランス】ベナン共和国及びセネガル共和国への文化財の返還」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, p.37. <<https://doi.org/10.11501/11693554>>

⁴ Frantz Gumbs, *Assemblée nationale Rapport*, N° 2628, 2026.4.8, p.6. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion-cedu/117b2628_rapport-fond.pdf> 以下、法律制定の背景や内容は、Gumbs, *ibid.*; Catherine Morin-Desailly, *Sénat Rapport*, N° 290, 2026.1.21. <<https://www.senat.fr/rap/125-290/125-2901.pdf>> を参照した。

⁵ Loi n° 2023-650 du 22 juillet 2023 relative à la restitution des biens culturels ayant fait l’objet de spoliations dans le contexte des persécutions antisémites perpétrées entre 1933 et 1945. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2023/7/22/2023-650/jo/texte>>

⁶ Loi n° 2023-1251 du 26 décembre 2023 relative à la restitution de restes humains appartenant aux collections publiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2023/12/26/2023-1251/jo/texte>> 同法律については、奈良詩織「【フランス】博物館等が所有する外国地域出身者の遺骨返還の枠組みの制定」『外国の立法』No.299-2, 2024.5, p.27. <<https://doi.org/10.11501/13586438>> 参照。

⁷ Loi n° 2026-351 du 9 mai 2026 relative à la restitution de biens culturels ayant fait l’objet d’une appropriation illicite. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2026/5/9/2026-351/jo/texte>>

2 2026 年法の主な内容

2026 年法は、全 3 か条から成り、ユネスコ（UNESCO）が 1970 年に採択した「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し、及び防止する手段に関する条約」⁸（以下「ユネスコ条約」）が発効した 1972 年 4 月 24 日を基準に、それより前（第 1 条）とそれ以降（第 2 条）に分けて、文化財の返還に関する規定を設けている。第 3 条は適用対象に関する規定である。

（1）1972 年 4 月 23 日以前に違法に占有された文化財の返還（第 1 条）

第 1 条は、1815 年 11 月 20 日⁹から 1972 年 4 月 23 日までの間に違法に占有された文化財の返還の枠組みを定める（文化遺産法典 L.第 115-10 条～L.第 115-16 条の新設）。具体的には、公物の譲渡不可性の原則への抵触を避けるために、外国への返還という目的に限り、対象となる文化財を公物から除外する手続を特別に定める（L.第 115-10 条）。考古学的出土品、美術館・博物館のコレクション、図書館が所蔵する古書・貴重書等を対象とし、当初の所有国を問わず、対象となる文化財がその領土からフランスへと持ち出された国家のみを返還先とする（同）。返還要求のあった文化財が、①返還要求国の現在の領土に由来する、②上記の期間中に窃盗、略奪若しくは強制若しくは暴力により取得され、又は所有権を持たない者が同意した譲渡若しくは無償譲与¹⁰により占有された、③本法律以前にフランスが締結した国際的な合意の対象ではない等の要件に該当するものである場合に、公物からの除外手続が行われる（L.第 115-11 条）。これらの要件を満たすかどうかは、返還要求国との協議により設置される科学委員会において審査する（L.第 115-13 条）。対象となる文化財が、国以外の公法人が所有するものである場合には、公物から除外するに当たり、当該公法人の合意が必要となる（L.第 115-14 条）。

（2）1972 年 4 月 24 日以降に違法に占有された文化財の返還（第 2 条）

第 2 条は、ユネスコ条約に基づく取得無効の訴えに関する制度の適用対象を拡大する（文化遺産法典 L.第 124-1 条の改正）。同制度は、公物に属する文化財の所有者が、当該文化財が外国から盗まれ、又は違法に持ち出されたことが当該文化財の取得後に判明した場合に、司法裁判官に対して、当該文化財の取得無効の訴えを提起することができるものである¹¹。従来、この制度の適用対象は、フランスがユネスコ条約を批准した 1997 年以降に公物に組み込まれた文化財であったが、2026 年法第 2 条により、同条約が発効した 1972 年 4 月 24 日以降に公物に組み込まれた文化財へと拡大された。

（3）適用の対象となる返還要求（第 3 条）

第 3 条は、本法律が、公布日、すなわち 2026 年 5 月 10 日時点で検討が行われている返還要求に適用されることを定める¹²。

⁸ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property (Paris, 14 November 1970). Unesco website <<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-means-prohibiting-and-preventing-illicit-import-export-and-transfer-ownership-cultural>>

⁹ 1815 年 11 月 20 日は、いわゆる第二次パリ条約が締結された日であり、同条約は、ナポレオン（Napoléon Bonaparte）帝政下で拡張されたフランス及び海外領土の国境線を 1790 年当時のものに制限すること等を定めたものである。

¹⁰ 無償譲与（libéralité）とは、遺贈及び寄贈のこと。無償譲与により公物に追加された文化財は、公物から除外することはできないとされているが（文化遺産法典 L.第 451-7 条）、本法律により新設された規定は、例外的に適用される（同 L.第 115-15 条）。

¹¹ 取得無効を認められ、当該財産を所有する公法人がその取得時に善意であったとみなされれば、当該公法人は売り主から購入代金の返還を受けること等が可能になる。

¹² 該当する返還要求の例として、次のようなものがある。①1972 年 4 月 23 日以前に違法に占有された文化財：メキシコが返還を要求している「アステカ手稿（manuscripts aztèques）」（フランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France）所蔵）等。②1972 年 4 月 24 日以降に違法に占有された文化財：ネパールが返還を要求している 2 点の彫刻作品（ギメ東洋美術館（Musée Guimet）所蔵）等。